

単身赴任手当に関する規則

〔平成 18 年 10 月 30 日〕
規 則 第 12 号

単身赴任手当に関する規則(平成 8 年北但行政事務組合規則第 7 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、職員の給与に関する条例(平成 18 年北但行政事務組合条例第 7 号)において準用する豊岡市職員の給与に関する条例(平成 17 年豊岡市条例第 51 号)第 17 条の規定に基づき、単身赴任手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第 2 条 単身赴任手当に関しては、豊岡市単身赴任手当に関する規則(平成 17 年豊岡市規則第 45 号)を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「管理者」に、様式第 1 号中「豊岡市単身赴任手当に関する規則第 7 条」とあるのは「単身赴任手当に関する規則」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から瀬こする。